

寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針

1 目的

この指針は、寝屋川市における審議会等の設置、運営及び公開に関する基本方針を定めることにより、市民参画を推進するとともに、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この指針の対象となる「審議会等」とは、次の各号に掲げるものを除き、法律又は条例の定めるところにより執行機関の附属機関として設置されるもののほか、規則、要綱等に基づき設置される審議会、委員会、協議会等をいう。

- (1) 寝屋川市又は関係行政機関の職員のみを構成員としたもの
- (2) 自治体、関係機関等の団体が構成員となり組織された協議会等で、寝屋川市の執行機関内部に事務局が置かれているもの
- (3) 審議会等の内容が特に専門的又は技術的な事項に限られるもの

3 審議会等の設置

審議会等の設置に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の設置は、行政の簡素化及び効率化の見地から真に必要なものに限るものとする。
- (2) 審議会等の所掌事務は、類似する審議会等の設置を避けるため、広い視野からの審議等ができるよう適切なものとする。
- (3) 臨時的な審議会等については、設置期限を明示するものとする。

4 委員数及び任期

- (1) 審議会等の委員の数は、法令に規定がある場合を除き、15 人以内とする。
- (2) 委員の任期は、2 年又は答申が出されるまでとする。ただし、特別の事情があるものは、この限りでない。

5 委員の選任

審議会等の委員の選任に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 団体等から委員の推薦を受ける場合は、特定の者に委員が偏らないように

依頼するものとする。

- (3) 審議会等の設置目的、審議内容を勘案した上で、公募による委員の比率を委員総数の10分の1以上とするよう努めるものとする。
- (4) 女性委員の比率を委員（市議会議員及び市職員のうちから選任した委員を除く。）総数の10分の4以上とするよう努めるものとする。
- (5) 委員を再任する場合は、その在任期間は、連続して5期又は10年以内とする。
- (6) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、3機関を限度とする。
- (7) 特定の職にある者を委員に充てる必要がある場合、専門分野の学識経験を必要とする審議会等において他に適任者が見当たらない場合その他特別な事情があると認められる場合には、前各号の規定は、適用しないものとする。

6 会議運営

審議会等の運営に当たっては、その運営が効果的かつ効率的に行われるよう、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議の開催は、特に必要がある場合を除き、必要最小限にとどめること。
- (2) 会議の資料等は、事前配付とすること。
- (3) 審議経過が明確となるよう会議記録等を作成すること。

7 会議の公開

審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 寝屋川市情報公開条例（平成9年寝屋川市条例第9号）第6条第1項各号に該当する不開示情報を会議の資料又は議題とし、審議する場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとして当該審議会等において非公開とすることを決定した場合

8 非公開の決定

- (1) 前項第3号に規定する非公開の決定は、審議会等の長が会議に諮って行う。
- (2) 審議会等は、会議の非公開を決定したときは、前項各号に掲げる非公開理

由のいずれに該当するかを明らかにしなければならない。

9 会議開催の公表

審議会等の会議を開催するときは、次の各号に掲げる事項を広報及びホームページへの掲載その他適当な方法により、市民への周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開又は非公開の別
- (5) 傍聴に関する事項
- (6) 問合せ先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の長が必要と認める事項

10 会議の傍聴

審議会等の会議を公開するに当たっては、傍聴が円滑に行われるようあらかじめ必要な措置をとらなければならない。

11 会議資料の取扱い

- (1) 審議会等の会議を公開するに当たっては、当該会議の当日、会議次第を傍聴者に配付するよう努めるものとする。
- (2) 会議資料は寝屋川市情報公開条例第6条第1項各号に規定する不開示情報を除き、閲覧に供するよう努めるものとする。

12 会議記録の閲覧等

公開した審議会等の会議の会議記録等を、市民情報コーナーに配架し、ホームページに掲載する等の方法により、広く会議の結果を公表するよう努めるものとする。この場合において、写しの交付を求める者に対しては、寝屋川市行政資料等有料複写サービス取扱要綱（平成9年10月1日制定）に基づき、実費を徴収するものとする。

13 会議公開に係る事務

会議の公開に係る事務は、当該審議会等を所管する課等が行うものとする。

14 会議開催状況等の公表

審議会等は、目的、委員名、会議開催の状況等審議会等の概要をホームページ

ジに掲載する等の方法により、市民への情報提供に努めるものとする。

15 審議会等の見直し

審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 目的を既に達成したもの
- (2) 著しく必要性が低下し、又は活動が不活発なもの
- (3) 他の行政手段で代替が可能なもの
- (4) 設置目的及び所掌事務が他の審議会等と類似又は重複しているもの
- (5) 行政の効率性の確保から統合が望ましいもの

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針は、この指針の施行の日以後に開催を決定した審議会等について適用し、同日前に開催を決定した審議会等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成 22 年 11 月 17 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針による改正後の寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針の規定は、この指針の施行の日以後に開催を決定した審議会等について適用し、同日前に開催を決定した審議会等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針は、この指針の施行の日以後に行う委員の選任について適用し、同日前に行った委員の選任については、なお従前の例による。